

# 居宅介護支援いわない運営規程概要

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人岩内町社会福祉協議会が開設する居宅介護支援いわないの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員研修修了者により要介護等認定者に対し、適正なケアプランの作成を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その症状・能力に応じ日常生活を営むことができるようアセスメント訪問調査、サービス計画の原案の作成等を行い、多様な介護資源のサービスを総合的に調整するものとする。

2. 事業の実施に当たっては、町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、効果的な介護システムの構築に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援いわない
- (2) 所在地 岩内郡岩内町字清住167番地

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(兼務)  
管理者は、事業所の職員の人事管理及び業務の指揮監督に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名以上(うち1名管理者として兼務)  
所定の研修修了者を充て、居宅介護サービス計画を作成する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、祭日、12月31日から1月5日までを除く。
- (2) 営業時間 8時45分から5時15分まで
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(支援業務の内容及び利用料等)

第6条 支援業務の内容は次のとおりとし、指定介護支援を作成した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 訪問アセスメント調査

- サービスへの希望、心身の状況、環境等から生活全般のニーズの把握
- (2) 居宅サービス計画原案の作成  
サービスの種類、内容、頻度、目標及び達成の時期、提供状の留意点
  - (3) サービス担当者会議
  - (4) 居宅サービス計画の確定、要介護者等の同意
  - (5) 実施状況等の継続的な把握、評価

(緊急時等における対応方法)

第7条 介護支援専門員は、訪問調査を実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態を、実施中に速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、岩内町の区域とする。

ただし、要介護者への利便の提供を円滑にするため、弾力的に運用するものとする。

(その他)

第10条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2. 職員であった者は、前項の規定を遵守させるため、職員でなくなった後においても厳守させるため雇用契約等で明記する。
3. この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は、社会福祉法人岩内町社会福祉協議会の諸規程を準用するものとする。